○滝川地区広域消防事務組合消防無線局運用管理規程

制定　平成27年８月28日

（趣旨）

第１条　この訓令は、消防業務を目的とする消防無線局の適正かつ効率的な運用管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　無線局　無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

⑵　固定局　一定の固定地点の間の無線通信業務を行う無線局をいう。

⑶　基地局　陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

⑷　陸上移動局　陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。

⑸　無線設備　無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。

⑹　無線従事者　無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

（無線局の任務）

第３条　無線局は、滝川地区広域消防事務組合における消防活動及び救急活動及びその他消防防災活動の円滑な実施に資することを任務とする。

（無線設備の適正運用）

第４条　無線設備の運用に当たっては、電波関係法令を遵守するほか、通信の内容、緊急性等に応じて適正に運用しなければならない。

（無線管理者）

第５条　無線局の適正な管理運営を図るため、無線局に管理責任者（以下「無線管理者」という。）を置く。

２　無線管理者は、通信担当課長とする。

３　無線管理者は、当該無線局の事務を掌理する。

（運用主任者及び通信担当者）

第６条　無線局に、運用主任者及び通信担当者を置く。

２　運用主任者及び通信担当者は、電波法第41条に定める免許を有する無線従事者のうちから無線管理者が任命する。

３　運用主任者は、無線管理者の命を受け、無線局の運用を管理する。

４　通信担当者は、運用主任者のもとで通信の操作及び無線局設備の維持の実務を行う。

（無線局の運用）

第７条　無線通信にあたる者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　必要のない無線通信は行ってはならない。

⑵　無線通信に使用する用語は、暗号等を使用せず、出来る限り簡潔でなければならない。

⑶　無線通信を行う時は、自局の呼出し名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。

⑷　無線通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知った時は、直ちに訂正しなければならない。

⑸　移動局は、基地局から発信停止の指示があった時は、直ちに発信を停止しなければならない。

⑹　移動局は、基地局の指示により、周波数を切り替えるものとする。

⑺　卓上型可搬無線装置は、非常時において搬送使用できる状態とし、固定型外部空中線については、基地局が使用できない等の非常時に使用するものとする。

（無線局の運用許容時間）

第８条　無線局の運用時間は、原則として固定局及び基地局は常時とし、陸上移動局は随時とする。

（通信の種類）

第９条　無線通信の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　「非常通信」とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信をいう。

⑵　「緊急通信」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命及び財産の保護並びに国土の保全のために行う通信及び平常時において早急に連絡しなければ時機を逸し、効果が消滅すると判断される通信をいう。

⑶　「一斉通信」とは、同一事項について、２以上の相手方と行う通信をいう。

⑷　「試験通信」とは、無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。

⑸　「普通通信」とは、前各号に定める以外の通信をいう。

（通信の優先順位）

第10条　非常通信及び緊急通信は、すべての通信に優先するものとする。

（通信統制）

第11条　無線管理者は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、必要に応じて普通通信を制限し、その他必要な措置をとることができる。

（通信訓練）

第12条　無線管理者は、無線局の効率的運用を図るため、定期的に、所属職員に対し無線設備の取扱いについて研修を行うとともに、通信訓練を実施しなければならない。

（検査）

第13条　無線局は、電波管理局が実施する定期検査を受けなければならない。

２　前項検査実施にあたり、運用責任者は、受験体制を整えるとともに立ち合いをしなければならない。また、検査の結果、指示を受けた場合は、速やかに相当の措置を行い、内容を検査簿に記載するとともに、北海道総合通信局長に文書をもって報告しなければならない。

　（無線設備の点検等）

第14条　運用責任者は、消防無線局の機能確保のため、定期的に無線設備の点検を行うものとする。

２　前項の点検において異常のあるときは、無線管理者に報告するとともに修復に努めなければならない。又、修復が完了したときも、無線管理者に報告しなければならない。

（備付書類の管理）

第15条　運用責任者は電波法令等関係法令に基づく無線局の備付書類を適正に管理保管しなければならない。

（無線従事者の選解任等）

第16条　無線管理者は、無線従事者が人事異動に伴い異動した場合は、遅滞なく無線従事者の選（解）任届を北海道総合通信局長に届出しなければならない。

２　無線管理者は、常に無線従事者の適正な配置に留意するとともに適時有資格者の確保に努めなければならない。

（委任）

第17条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、無線管理者が定める。

　　　附　則

この規程は、平成27年８月28日から施行する。